

船舶事故調査報告書

平成27年6月11日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

| | |
|--|---|
| 事故種類 | 乗組員死亡 |
| 発生日時 | 不明（平成27年2月3日 07時30分ごろ～4日 03時00分ごろの間） |
| 発生場所 | 不明（熊本県上天草市樋合島 ^{ひあい} のマリーナ～高浜灯台から真方位247°11,400m付近の間） |
| 事故調査の経過 | <p>平成27年2月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。</p> <p>原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。</p> |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 | プレジャーボート ^{ファルコン} FALCON、5トン未満 293-24565熊本、個人所有 7.77m (Lr) × 2.57m × 1.30m、FRP ガソリン機関（船外機）、147.1kW、平成3年5月 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長 男性 66歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成5年5月20日 免許証交付日 平成26年8月19日 （平成31年8月18日まで有効） |
| 死傷者等 | 死亡 1人（船長） |
| 損傷 | なし |
| 事故の経過 | <p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣りのため、平成27年2月3日07時30分ごろ樋合島のマリーナを出港した。</p> <p>船長の家族は、23時前に外出先から帰宅し、ふだん、19時ごろには帰宅している船長がまだ帰宅していなかったため、船長の携帯電話に連絡したところ、呼出音は鳴るものの、応答がなかったことから、船長の釣り仲間（以下「釣り仲間」という。）に連絡して状況を説明した。</p> <p>釣り仲間は、樋合島のマリーナに行ってみたところ、船長の車は駐車場にあったが、本船が係留されていないことを確認し、船長の家族に連絡した。</p> <p>船長の家族は、本船が樋合島のマリーナに帰港していないことを、翌4日00時40分ごろ海上保安庁へ通報した。</p> |

| | |
|---|---|
| | <p>本船は、03時00分ごろ、高浜灯台から247°（真方位、以下同じ。）11,400m付近において、無人で漂流しているところを捜索中の巡視艇に発見された。</p> <p>船長は、2月6日高浜灯台の北北東方3.4km 付近の海岸で発見され、溺水による死亡と検案された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図 参照）</p> |
| <p>気象・海象</p> | <p>気象：</p> <p>(1) 天気 2月3日 晴れ、2月4日 曇り</p> <p>(2) 風（熊本県^{ねいほく}苓北町の^{しきざきみさき}四季咲岬灯台における観測値）</p> <p>2月3日08時ごろ～16時ごろ 風向 北北東～北東 風速 1～4m/s</p> <p>2月3日16時ごろ～20時ごろ 風向 西北西～北 風速 0～3m/s</p> <p>2月3日20時ごろ～4日03時ごろ 風向 東北東～東南東 風速 1～2m/s</p> <p>海象：海面水温 約15℃</p> <p>日出時刻（四季咲岬灯台付近）：2月3日17時26分ごろ（月齢13.6）</p> <p>月没時刻（四季咲岬灯台付近）：2月4日06時59分ごろ</p> |
| <p>その他の事項</p> | <p>船長と釣り仲間は、平成26年7月ごろからは、専ら‘四季咲岬灯台の西方沖2.3km 付近の釣り場’（以下「本件釣り場」という。）で釣りをしていた。</p> <p>船長は、釣り仲間に本件釣り場で釣りをする旨を話していた。</p> <p>本船は、発見されたとき、船外機がチルトアップされた状態であり、釣り糸が船外機のプロペラに絡まっていた。</p> <p>船長は、ふだん、膨張式救命胴衣を着用していたが、船長が遺体で発見されたとき、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>本船が発見されたとき、船内に船長の救命胴衣はなかった。</p> <p>本船が発見されたとき、船内に船長の携帯電話があった。</p> |
| <p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p> | <p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、樋合島のマリナーを2月3日07時30分ごろ出港した後、4日03時00分ごろ高浜灯台から247° 11,400m付近において、無人で漂流しているところを発見されたことから、この間において、船長が落水したものと考えられる。</p> <p>本船は、無人で漂流しているところを発見された際、船外機がチルトアップされた状態であり、プロペラに釣り糸が絡まっていたことか</p> |

| | |
|-----------|---|
| | <p>ら、釣りをして漂泊中、船長が釣り糸をプロペラから外そうとして落水した可能性があると考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> |
| 原因 | <p>本事故は、本船が、樋合島のマリーナを出港した後、釣りをして漂泊中、船長が落水したことにより発生したものと考えられる。</p> |
| 参考 | <p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救命胴衣の着用に努めるとともに、適切な着用を心掛けること。 ・緊急時に救助要請ができるよう、防水型の携帯電話を常時身に付けておくことが望ましい。 |

付図1 事故発生場所概略図

